

令和7年度鶴岡市環境保全推進員研修会アンケート Q&A

1. 環境政策課事業概要について

・ごみの量的には処理能力に対して何%ぐらいですか？

(回答)

ごみ焼却施設「つるおかエコファイア」の場合は、鶴岡市と三川町のもやすごみを焼却しており、処理能力は160 t/日となっています。令和6年度の焼却量は37,411 tであるため、約64%になります。

リサイクルプラザ「くるりん館」の場合は、鶴岡市と三川町の家から出された資源ごみ等から資源物を分別して処理しており、処理能力は49 t/日となっています。令和6年度は2,975 tであるため、約24%になります。うち、資源化量は2,106 tであり、資源化率は68.46%となっています。

・早朝立哨や出前講座のその後の状況の変化は？

(回答)

令和6年度は、立哨指導を4回、出前講座を50回実施しており、実施回数は増加傾向にあります。特に、プラスチック製容器包装類（桃色）、ペットボトル（黄色）に関する分別方法や出し方についての質問が多い状況です。

実物を見ながら説明を聞いたり、その場で不明な点・不安を解消したりすることができるため、関心が高まったなどのご意見をいただいております。

・アメシロ防除について、効果の報告や今後の対応について教えてください。

(回答)

町内会でアメシロ防除をする際、希望する町内会に対して機材の貸出・薬剤の提供を行っておりますが、一部町内会より「薬の効果が薄い」「防除してもまたすぐ発生する」といった意見をいただいております。

今年度の効果等を検証し、今後（来年度以降）は防除期間や提供薬剤の見直しを検討しております。

・空家から熊、いのししなど大型のけものが出てくるようになって困っています。

それに対する苦情など状況はどのようなものですか？

(回答)

本市には、これまで主に空き家からの「ハクビシン」の出入り（可能性含む）について相談をいただくことがありましたが、熊やイノシシについては本市が把握している限り事案はありませんでした。

空き家が管理されていないことによる鳥獣被害に関する相談があった際は、関係課と連携し所有者に対し駆除や家屋の適正管理を依頼・指導しております。

2. 環境保全推進員の職務について

・推進員の報酬と市から町内会への総合交付金の違いは何ですか？

(回答)

環境保全推進員の方の報酬については、町内会等の住民自治組織からの推薦に基づいて個人に委嘱しているため、推進員本人にお支払いをしています。

鶴岡市住民自治組織総合交付金は、地域が主体的に行う生涯学習、福祉、防災、生活環境整備などの総合的な地域活動や、地域の特色を活かした地域づくり、地域課題の解決に向けた取り組みを支援するために住民自治組織に交付されるものであるため、各団体へのお支払いとなっています。

・雑草などは乾燥させて出すとなっているが、まとめたり乾燥させるのが難しかったりした時はどうすれば良いですか？

(回答)

茶色のもやすごみに入れてごみステーションに出してください。大量にある場合は、そのままの状態でごみ焼却施設に直接持ち込んでいただくことができます。なお、直接持込みの場合は有料の処理となり、10kgにつき120円となります。

また、ごみの積み下ろしは、排出者の方をお願いしております。

・個人の山、土地で不法投棄の対応は？

(回答)

自らの土地を含み、ごみをみだりに道路脇や空き地等に捨てる行為は不法投棄として、5年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下（会社・団体等が行った場合は3億円以下）の罰金またはその両方が科されます。

もし、個人で管理している山や土地で不法投棄を発見した場合は、警察、環境政策課、各地域庁舎市民福祉課（朝日庁舎は地域づくり推進課）、各学区・地区自治会などへの通報をお願いします。

通報する内容は、以下のとおりです。

- (1) 発見日時
- (2) 発見場所…場所の名前が不明な場合は目印となる建物など
- (3) 不法投棄された廃棄物

行為者の多くは違法と知りながら不法投棄をしています。

危険を伴う恐れがありますので、不法投棄現場を目撃した場合は、注意や写真の撮影、車両の追跡などはせず、上記の関係機関に通報してください。

また、定期的な見回りやこまめな清掃など、適正な土地の管理により、不法投棄のされにくい環境づくりにご協力をお願いします。

なお、不法投棄された廃棄物は、不法投棄を行った者が当然に処理すべきものですが、原因者が不明な場合には、不法投棄をされた土地の所有者または管理者が処理を行う必要があります。

- ・違反ごみの黄シールが貼られたごみについて、詳しい取扱いについて教えてください。
また、処分・分別はいつ、誰がするのか教えてください。

(回答)

分別間違いなどにより黄色いシールが貼られた場合は、対象のごみを取り出して正しく分別し、シールに×（バツ）印を記入して、再度該当する収集日に出してください。

ごみステーションに、黄色いシールが貼られて2週間ほど放置されているようなごみがあれば、まず現場確認をいたしますので、環境政策課・各地域庁舎市民福祉課（朝日は地域づくり推進課）にご連絡ください。

3. ごみステーションの現状について

- ・アメシロ対応の実状、課題について伺いたい。

(回答)

町内会で防除する際、市では機械の貸出・薬剤の提供の支援を行っておりますが、作業できる人がいない（担い手不足）などの要因から、年々実施する町内会が減っているのが現状です。

加えて近年猛暑の影響か、アメシロが増えている印象があります。

- ・ごみ出しがしやすい・違反ごみが少ないなど良好なごみステーションの例を教えてください。

(回答)

町内会等によっては、高齢者等ごみ出し支援事業補助金（資料 13 ページ）を利用して、ヘルパーや親族が来る日とごみ収集の日が合わないことからごみ出し時間にごみを出せない世帯のために、収集日の前日以前からごみを出せるよう、ネット型から箱型のステーションに改修したというところもあります。

また、ごみステーションに啓発パネルを掲示したり、町内会等によっては推進員の方がチラシを作成し、回覧板でごみステーションの現状を周知したりすることで、分別間違いの注意喚起を実施しているようです。

4. ごみの分別方法について

- ・違反ごみの多い事例を順番ごとに教えてください。

(回答)

令和6年度において多かった分別間違いのごみは、主に下記のとおりとなります。

- ・お風呂のふた

粗大ごみとなるためごみステーションには出せません。

- ・傘束

傘は袋に入れなくてもごみステーションに出せるごみとなっていますが、一本ずつ縛って出していただくようご案内しています。束にして縛られているものは回収できません（※収集作業中に作業員が怪我をするおそれがあるため）。

・液体

油などの液体は、少量であれば布や紙などにしみこませたり、凝固剤で固めて袋に入れたりすることができます。ごみ袋に直接入れられた大量の液体は回収できません。

・粗大ごみ、解体ごみ

一部のごみを除き、ごみ袋に入らない大きさのものは粗大ごみとなります。本来粗大ごみであったものを解体してごみステーションに出しても、回収することはできません。

【自由記入】

・**もやすごみの変更にあたり、プレートか何かのお知らせをステーションに掲示する告知板の用意はありますか。**

(回答)

現在、もやすごみの分別方法などの変更はございません。

今年秋ごろに予定されている「もやすごみ（茶色）」「金属・その他（青色）」のごみ袋に色変更について、市広報やHP・SNSなどでの周知を検討しています。

ごみステーションへのパネルの設置をご希望の際は、啓発したい内容、必要枚数、サイズ、掲示するための穴の有無、その穴の数などを環境政策課（☎22-2848）までご連絡ください。

・**補助金について、持主不在の空家に対して放置すると危険・美観が悪い等のときに、町内会から修理した費用の助成はないものだろうか。**

(回答)

本市では、【空き家適正管理補助金】という制度がありますが、補助金の交付にはいくつか条件がございます。本件については「建築課」で担当しておりますので、恐れ入りますが詳細は建築課（☎35-1247）に問い合わせ願います。

・**ごみ出し間違いがなくなった出し方など、各地域での事例があれば教えてください。**

(回答)

ごみ出しのマナー向上と適正なごみ分別を目的として、町内会や自治会と協力し、早朝のごみ出しの時間帯にごみステーションで立哨指導を行ったり、団体や住民の方の希望に応じてごみ分別出前講座を実施したりすることで、ごみ分別への関心が高まったという感想もいただいております。また、「3. ごみステーションの現状について」の2つ目にも記載しておりますが、ごみステーションに啓発パネルを掲示したり、町内会等によっては推進員の方がチラシを作成し、回覧板でごみステーションの現状を周知したりすることで、分別間違いの注意喚起を実施しているようです。

廃棄物の減量・リサイクルの推進・環境保全などの取組み・情報発信方法や、研修会へのご意見・ご要望をいただき、誠にありがとうございました。

業務に反映させていくとともに、よりわかりやすく、今後の活動のためになる研修会を開催できるように努めてまいります。引き続き、ご協力をお願い申し上げます。